

令和6年度課税（令和5年中収入）分 住民税、国保税、介護・後期高齢保険料申告受付について

税金は、健康で豊かな生活を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の貴重な財源です。町民の皆様も、深い関心を持ち、正しく理解し、適正な申告と自主納付に一層ご協力をお願いします。

申告は、住民税等の課税資料となるだけでなく、肝付町を含め様々な行政機関における交付や、判定を受ける際の資料となります。

もし申告をしないと、「国民健康保険税の軽減が受けられない」、「必要な証明書が発行できない」、「手当での交付が受けられない」等の不利な扱いを受けることがありますので、必ず申告してください。

インボイス制度が始まっています！ (令和5年10月1日開始)

令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まっています。新たにインボイスを取得された方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も消費税の申告が必要です。

申告当日に必要なもの

- ① **身分証**
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等
- ② **記入済みの「受付票（収支計算書）」**
1月中旬頃に振興会を通じて配布
農業以外の所得のある場合は、国税局作成の「収支内訳書（一般用、不動産所得用）」が必要
- ③ **通帳**
所得税の確定申告の際、還付金の振込みに必要
- ④ **収入を確認できる書類**
 - ・ **帳簿、売上傳票や領収書等**
職員が申告会場にて、収支計算書と照らし合わせて確認しますので、整理の上持込を
肉用牛売却証明書も忘れずに
自家消費の米も記帳・帳簿等の保存対象
 - ・ **補助金や交付金の決定通知書**
経営所得安定対策交付金等は、農業の雑収入に該当し申告が必要
 - ・ **源泉徴収票**
- ⑤ **控除証明書**
国民年金保険料や生命保険料、地震保険料等
- ⑥ **その他**
各種証明書やその他個人で申告に必要な物（個々に必要書類が異なります。）

申告する必要のない方

- **給与収入のみで、事業所（会社）にて年末調整を受けた方**
年末調整時に16歳未満の扶養親族を申告し忘れた場合は、住民税の申告が必要です。
- **公的年金収入のみの方**
ただし、以下に該当する方は申告が必要です
 - ア. 年金を2ヶ所以上から受給していて、その収入合計額が400万円以上である方
 - イ. 生命保険料や地震保険料、医療費控除等各種控除を受けたい方
 - ウ. 障害年金や遺族年金等の非課税収入のみの方
- **確定申告をした（する予定の）方**
確定申告期間内に税務署にて確定申告をした方は、後日国（税務署）から町へ申告書が送付されますので、別途住民税の申告をする必要はありません。

確定申告のお悩みはこちらもご利用ください



AIを活用した
チャットボット
「税務職員ふたば」